（登録実務講習事務規程）

第九条の八　登録実務講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録実務講習事務に関する規程を定め、当該登録実務講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　登録実務講習事務を行う時間及び休日に関する事項

二　登録実務講習の受講の申込みに関する事項

三　登録実務講習事務を行う事務所及び登録実務講習の実施場所に関する事項

四　登録実務講習に関する料金の額及びその収納の方法に関する事項

五　登録実務講習の日程、公示方法その他の登録実務講習の実施の方法に関する事項

六　講師の選任及び解任に関する事項

七　講義に用いる教材及び登録実務講習修了試験の方法に関する事項

八　修了証の交付及び再交付に関する事項

九　登録実務講習事務に関する秘密の保持に関する事項

十　登録実務講習事務に関する公正の確保に関する事項

十一　不正受講者の処分に関する事項

十二　第九条の十四第三項の帳簿その他の登録実務講習事務に関する書類の管理に関する事項

十三　その他登録実務講習事務に関し必要な事項

（新設）

（登録実務講習事務の休廃止）

第九条の九　登録実務講習実施機関は、登録実務講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする登録実務講習事務の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間

三　休止又は廃止の理由

（新設）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第九条の十　登録実務講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第二十一条第二項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　登録実務講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録実務講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録実務講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求